

群馬県公安委員会告示第 3 2 号

道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 4 4 条第 2 項第 2 号の規定により、渋川市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車の停車又は駐車に関して関係者と合意したので、次表のとおり公示する。

令和 8 年 9 月 1 日

群馬県公安委員会

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所		停車又は駐車する旅客の運送の用に供する自動車の範囲	停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項
名称	所在地		
天竜橋	群馬県渋川市赤城町樽 7 0 2 番地		渋川市と契約を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則第 3 条の 3 第 3 号に規定する区域運行に限る。）の用に供する自動車（「しぶのり（Ｂエリア）」と称する。）に限る。
			停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。